

横浜市立善部小学校 学校協働運営協議会会則

第1条(名称)

本会は、横浜市立善部小学校協働運営協議会(以下「協働運営協議会」という。)と称する。

第2条(目的)

協働運営協議会は、保護者、地域、学生と学校が情報を共有しながら、連携強化を進めることで、本校の教育目標である「であい ふれあい ひびきあい」の具現化に向けて、「知」「徳」「体」「公」「開」を備えた横浜の子どもの育成を目指すとともに、本校の子どもたちの幸せを第一に考えた学校運営の実現を目指し、保護者、地域、学生と学校が一体となった学校運営の改善や、児童・生徒の健全育成に取り組むことを目的に活動するものとする。

第3条(組織)

- 1 協働運営協議会に会長、副会長(2人)及び書記(1人)を置く。
- 2 会長は、委員の中から校長が指名する。ただし、校長自らを指名することはできない。
- 3 副会長及び書記は、会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。職務を行う順位は、あらかじめ会長が定める。
- 6 書記は、協働運営協議会の会議の記録を行い、会議録を調製する。
- 7 協働運営協議会に、必要に応じて専門部会を設けることができる。
- 8 専門部会の委員は、あらかじめ校長と協議の上、会長が定める。

第4条（会議）

- 1 協働運営協議会は、校長と協議の上、会長が召集する。
- 2 会議は、必要に応じて年4回以上開催する。
- 3 会議の議事は、会長がつかさどる。
- 4 会議の開催は、委員の半数以上の出席をもって行う。
- 5 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 6 会長は、必要があるときは、校長に報告又は説明を求めることができる。
- 7 校長は、会議に出席し、意見を述べることができるほか、必要がある場合は、職員を出席させ、意見を述べさせることができる。
- 8 会長は、必要がある場合は、校長と協議の上、委員以外の第三者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

第5条（評価及び広報）

協働運営協議会、学校の運営状況等について評価を行うなど、十分な自己点検・評価に取り組むとともに、協働運営協議会の運営の状況や協議の内容等も含め、地域の住民や保護者に対して積極的に情報を提供するものとする。

（附則）

この会則は、平成24年7月1日から施行する。